

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども第四北越銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

以下「お手続きの流れ」にそって、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お気軽にコールセンターまでお問い合わせください。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

敬 具

お手続きの流れ（新規お申し込み）

1 窓口・電話にてお申し込み

2 受付審査と回答

電話にて受付審査結果をご連絡します。

3 申込書類のプリントアウト

受付審査がお済の方は、ホームページ画面の [正式申込はこちら](#)

ボタンを押して、A4サイズの普通紙にプリントアウトしてください（本紙1枚含め合計8枚）。

4 申込書類のご記入

必ず「お借り入れをされるご本人さま」がご記入ください。

※修正液等による訂正ができませんので、お間違いのないようお願い致します。

5 申込書類の送付

F A X	ご 郵 送
<p>以下の書類を下記FAX番号あてに送信してください（受付時間：24時間365日）。</p> <p style="text-align: center;">FAX番号 025-288-5426</p>	<p>郵便でご送付を希望される場合は、添付の返信用封筒、またはお手持ちの封筒に以下の書類を同封のうえ、書類を郵送ください。</p> <p>添付の返信用封筒をご利用される場合は、中身が透けないよう厚い印刷用紙で印刷いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。</p>

〈ご送付いただく書類〉

1. 借入申込書兼保証委託依頼書

2. 本人確認資料

※以下のいずれか1点（有効期限内のもの）をご用意ください。

※本人確認資料は、顔写真・文字がかけないように印刷してください。

(1) 運転免許証^{※1}

(2) パスポート^{※2}

(3) マイナンバーカード^{※3}

※1 現住所の記載があるものに限り、表・裏両面の写しが必要です。

※2 日本国内で発行のもので、2020年2月3日以前に発給申請されたものに限り、

顔写真のページと所持人記載欄（お名前・現住所等の記載箇所にご記入いただいたもの）の両方のページの写しが必要です。

※3 表面の写しが必要です（裏面の写しは不要です）。

3. 保険証

※表・裏両面の写しが必要です。

※ご住所をご記入ください。

4. 収入証明資料（提出がご不要の場合は、当行から連絡いたします）

※以下のいずれか1点（最新年度のもの）をご用意ください。

(1) 源泉徴収票

(2) 所得証明書 等

5. 使途確認資料（※第四ジェーjeeビーカード保証の場合）

(1) 売買契約書

(2) 見積書 等

〈お問い合わせ先〉コールセンター 電話番号：0120-86-4464

フリーローン 借入申込書兼保証委託依頼書

ローン受付センター
FAX 025-288-5426

(受付時間：24時間365日)

株式会社 第四北越銀行 御中
 第四ジェーシービーカード株式会社 御中
 エム・ユー信用保証株式会社 御中

私は、別紙「フリーローン借入規定」、「フリーローン保証委託約款（第四ジェーシービーカード株式会社）」、「フリーローン保証委託約款（エム・ユー信用保証株式会社）」、「個人情報の取り扱いに関する同意条項[株式会社第四北越銀行・第四ジェーシービーカード株式会社]」、「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項[エム・ユー信用保証株式会社]」の各条項に同意のうえ、株式会社第四北越銀行に「フリーローン」の利用を申込み、第四ジェーシービーカード株式会社または、エム・ユー信用保証株式会社に、その保証をお願いします。私が第四北越銀行より承諾を受けましたうちは、本商品に適用される各種規定等に従い、債務弁済の義務を履行します。

1. お申し込みのご本人さまについて

申込日	令和 年 月 日	生年月日	昭和 平成 年 月 日	性別	男 ・ 女
フリガナ					
お名前 (自署)					
ご住所	〒 - () -	携帯 () -			
	都 道 府 県	市 区 郡			

借入希望額 10万円以上の金額を ご記入ください	万円	借入期間	年 月	借入希望日	令和 年 月 日
	万円	毎月返済日	半年ごと返済月		
うち毎月返済分	万円	毎月 26 日	(1) 1月・7月 (2) 2月・8月 (3) 3月・9月		
うちボーナス返済分	万円		(4) 4月・10月 (5) 5月・11月 (6) 6月・12月		
ご入金・ご返済預金口座	普通預金口座番号 (本人名義のみ)		・お借入日に左記口座へ、お借入金額をご入金させていただきます。		
第四北越銀行 () 支店					

2. 送付書類について

下記書類をFAXまたは郵送にてご送付下さい。

	[第四ジェーシービーカード株式会社] 保証の場合	[エム・ユー信用保証株式会社] 保証の場合
借入申込書兼 保証委託依頼書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本人確認資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保険証	<input type="checkbox"/>	(不要)
収入証明資料	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2
使途確認資料	<input type="checkbox"/>	(不要)

※1 当行から連絡があった場合は不要です。
 ※2 借入金額が100万円以内の場合は不要です。
 また、借入金額が100万円超の場合でも、当行から連絡があった場合は不要です。

◆ご留意いただきたい事項

- ・受付審査の受付内容と本申込書の内容等を精査のうえ、融資の可否について決定します。
- ・申込書の内容が相違している場合はご融資をお断りする場合がございます。
- ・また、お申込内容確認のためにお届けの電話番号に銀行名にてご連絡させて頂くことがあります。
- ・受付審査結果のとおりご融資可能の場合は、ご融資実行後、返済予定表をご送付致しますのでご契約内容をご確認下さい。
- ・当行にご提出いただいた本申込書等の書類は、返却いたしませんのでご了承下さい。

銀行使用欄

<センター使用欄>

コンタクトセンター長	検印	係印

検印	係印

取引店番号		取引店名		C I F 番号						
受付店番号		受付店名								
業務取扱店番号		業務取扱店名								

■下記の封筒を切り抜いて
ご使用ください。

切手を貼って
ご投函ください。

25g 以内 84 円
50g 以内 94 円

9 5 0 - 0 9 1 6

新潟市中央区米山二丁目二四番地

新潟駅南センタービル3階

(株)第四北越銀行

ローン受付センター 行

フリーローン借入規定

第1条 (契約)

本契約は、借主からの申込を株式会社第四北越銀行（以下「銀行」という）が承諾し、融資の実行をもって成立します。

第2条 (借入金の受領方法)

借主がこの契約により銀行から借入れる金銭は銀行における借主名義の預金口座への入金の方法により交付を受けるものとします。なお、その入金日をもって借入日とします。

第3条 (利息、損害金および返済額)

- 借主は次の各号のいずれかの方法により利息を支払うものとします。
 - ①利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。
 - ②毎回の元利金返済額のうち前返済日の翌日（第1回目場合は当初借入日）から返済日までの借入金元本残高に対し、所定の利率によって計算した金額を利息として支払、残余の部分を元本の返済にあてるものとします。
 - ③利息は、元利金返済部分および増額返済部分ごとに月割計算（元金残高 × 利率 × 月数 ÷ 12）により算出します。ただし、借入日から初回返済日までの期間が元利金の返済間隔に満たない場合は、1年を365日とした日割計算によるものとします。この場合の返済額は、毎回の返済額と異なる場合があります。
 - ④最終返済額は利息計算の端数処理のため、毎回返済額と異なる場合があります。
- 借主は、元利金返済が遅れた場合には遅延している元金に対し、14.8%の損害金を支払うものとします。
- 銀行は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、利息およびその戻しの割合ならびに支払の時期、方法の約定を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

第4条 (元金返済額等の自動支払)

- 借主は、元利金返済のため、各返済日（返済日が銀行休業日の場合には、その日の翌営業日。以下同様とします）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同様とします）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 毎月の返済日は26日とします。
- 銀行は各返済日に普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から引落しとのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱はせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱ができるものとします。
- 第9条によって繰り上げ返済する場合および第6条によってこの契約による債務全額を返済しなければならぬ場合は、前項1、3によらず銀行の指定する方法とします。

第5条 (利率変更)

貸出利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は貸出利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたってはあらかじめ書面により通知するものとします。

第6条 (期限前全額返済義務)

- 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知・催告等がなくても本取引による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務全額を支払うものとします。
 - (1) 返済日に元利金返済を遅延し、書面による督促にもかかわらず、翌月26日（銀行休業日の場合は翌営業日）を越えて返済しなかったとき。
 - (2) 破産、民事再生手続開始等債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立があったとき。
 - (3) 営業廃止の表明、弁護士等への債務整理の委任等、支払停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - (6) 行方不明となり、銀行より借主に宛てた通知が届く住所に到達しなくなったとき。
- 次の場合には、借主は銀行からの請求によって、本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務全額を支払うものとします。
 - (1) 借主が銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 借主がこの規定に違反したとき。
 - (3) 借主が表記ローンの申込に際し虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (4) 前各号のほか借主の信用状態に著しい変化が生じたなど元利金（損害金を含むもの）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第7条 (反社会的勢力の排除)

- 借主および保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が実質的に関与していると思われる関係を有すること。
 - (3) 自己、自もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると思われる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主および保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に關して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合であっても、借主は銀行にならぬ請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第8条 (銀行からの相殺等)

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第6条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。また、預金その他の債権の残高が、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行は該当の預金その他の債権を解約することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第9条 (繰り上げ返済)

- 借主がこの債務を期限前に繰り上げて返済できる日は毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済の10日前までに銀行へ通知するものとします。
- 全額繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合は、前項1、2に準ずるほか、次表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ① 繰り上げ返済日に続く6ヵ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ② その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて以降の返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、変わらないものとします。	

第10条 (借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の預金その他の債権とを、この債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合、相殺計算実行の時期は毎月の返済日とし、金額および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第9条に準ずるものとします。この場合、相殺計算実行日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書および通帳は届出印を押印してただちに銀行へ提出するものとします。
- 前項1によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金の利率については預金規定等の定めによります。

第11条 (債務の返済等にあてて順序)

- 銀行から相殺をする場合には、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との返済または相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合には、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主が指定をしなかったときは、銀行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。借主はその指定に対し異議を述べないものとします。
- 本条により銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第12条 (危険負担および代わり契約証書等の差し入れ)

- 銀行に差し入れた契約書等が事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。
- この場合、借主は銀行の請求によって代わり契約証書等を差し入れるものとします。

第13条 (保証人の追加)

借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行（または保証会社。以下同様とします）からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。

第14条 (保証)

- 保証人は借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
- 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
- 保証人は、銀行が相当と認めるときは他の保証を変更、解除しても免責は主張しないものとします。
- 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意があればこれを行使しないものとします。
- 保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

第15条 (届出事項)

- 氏名、住所、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主および保証人はただちに銀行に書面届け出ものとします。
- 借主および保証人が前項の届け出を怠ったため、銀行が借主および保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第16条 (報告および調査)

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主および保証人の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第17条 (成年後見人等の届出)

- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、借主についてすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項1、2と同様に銀行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、前項1から前項3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出するものとします。
- 前項1から前項4の届出前に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。

第18条 (公正証書の作成)

借主は、銀行の請求があるときはただちにこの約定による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担するものとします。

第19条 (費用の負担)

借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。

第20条 (諸費用の支払方法)

本契約に関し借主が負担すべき下記の費用については、借入金額から差引くか普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、銀行所定の日に費用相当額を返済用預金口座から引き落としのうえ、支払うものとします。

1. 借主が銀行に対して支払うべき利息・手数料・損害金および銀行が立替えた郵送料、印紙代、確定日付料。
2. 借主が保証会社に対して支払うべき保証料・事務取扱手数料。
3. 第18条および第19条に該当する費用。
4. その他、本件借入に関し借主が負担すべき費用。

第21条 (債権譲渡)

1. 借主は、銀行が将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含むものとします）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることを承諾します。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含むものとします）の代理人となるものとします。借主は銀行に対して、従来および毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第22条 (合意管轄)

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第23条 (規定の変更)

この規定の内容を変更する場合は、銀行は変更内容および変更日をホームページへの掲載により通知します。この場合、変更日以降は変更後の内容により本取引を行うものとします。

第24条 (管理・回収業務の委託)

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託をすることができます。

第25条 (会話内容の記録)

銀行は、お客さまからのお申出内容を正確に把握するため、契約の成立・不成立に関わらず、電話によるお客さまと銀行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管することがあります。

以上

フリーローン保証委託約款(第四ジェーシービーカード株式会社)

保証委託者(以下「私」という)は、次の各条項を承認のうえ、株式会社第四北越銀行(以下「銀行」という)とのフリーローン借入規定にもとづき、私が銀行に対して負担する債務については、第四ジェーシービーカード株式会社(以下「貴社」という)に保証を委託します。

第1条(委託の範囲)

1. 私が貴社に委託する保証の範囲は、表記ローン取引によるフリーローン借入規定に基づき、私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他いっさいの債務の全額(以下「債務全額」という)とします。
2. 前項の保証は貴社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行が融資を実行したときに成立するものとし、保証の方法は、貴社と銀行との間に締結されている包括保証契約によるものとします。
3. 前項1.の保証内容は、この約款のほか表記ローン取引によるフリーローン借入規定に記載の各条項によるものとします。

第2条(約款の遵守)

1. 私が貴社の保証を得て融資を受けるについては、この約款ならびに表記ローン取引によるフリーローン借入規定に記載の各条項を遵守し、期日に遅滞なく元金を支払います。
2. 私は、貴社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項ならびに表記ローン取引によるフリーローン借入規定の各条項を適用されても異議はありません。

第3条(保証債務の履行)

私が銀行に対する債務の履行を怠ったため、貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合には、貴社は私および連帯保証人に対して通知、催告等することなく保証債務を履行できるものとします。

第4条(求償債務の範囲)

1. 私は、貴社が第3条により私の借入残元金および利息、損害金を銀行に返済したときは、貴社に対しその返済額全額および求償に要した費用をただちに支払います。
2. 私は前項により貴社に対し支払うべき求償債務については、貴社が銀行に代位弁済した日の翌日から、完済の日迄、年14.6%の割合(年365日の日割り計算)の損害金を支払います。

第5条(求償権の事前行使)

1. 私が次の各号の一つにでも該当した場合には、貴社からの通知催告等がなくても、当然に貴社に対し、あらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を支払います。
 - (1)破産、民事再生手続き開始等債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立があったとき。
 - (2)営業廃止の表明、弁護士等への債務整理の委任等、支払停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4)私または連帯保証人の銀行の預金、その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送達されたとき。
 - (5)行方不明となり、貴社ならびに銀行より私に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
2. 次の場合には、貴社の請求によって前項と同様あらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
 - (1)私が貴社の保証を受けている債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2)私がこの約款に違反したとき。
 - (3)私が表記ローン申込に際して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (4)保証人が前項の各号または本項の各号の一つでも該当したとき。
 - (5)前各号に準ずるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは貴社からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第6条(求償権の担保)

私は、貴社が債権保全のため必要と認め請求されたときは、ただちに貴社の承認する担保を差し入れ、また連帯保証人をたて、追加します。

第7条(費用の負担)

貴社が求償権保全のために要した費用ならびに第3条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用はすべて私が負担します。

第8条(返済の充当順序)

私の返済した金額が、貴社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。

第9条(保証料、手数料)

1. 貴社の保証に対して私が支払う保証料は、貴社所定の方法で計算した金額とします。
2. 私の支払う保証料が借入金利に含まれている場合には、その保証料を貴社所定の日に銀行より支払うものとします。
3. 私は、この保証に伴う貴社所定の手数料を借入日に貴社に支払います。なお、借入日以降手数料については、返還の請求を致しません。

第10条(調査)

1. 貴社は、この保証に関して、私の資産、収入、信用等について調査できるものとします。
2. 私は前項の調査について、貴社から請求を受けたときは、ただちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。

第11条(通知義務)

1. 私または連帯保証人は、その氏名、住所、勤務先等に変動があったとき、および貴社の求償権行使に影響ある事態が発生したときはただちに貴社に通知します。
2. 私および連帯保証人は前項の届出を怠ったため、貴社が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第12条(連帯保証人)

1. 連帯保証人はこの約款の各条項を承認し、この約款に定めるいっさいの債務につき保証委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 連帯保証人は、表記ローン取引によるフリーローン借入規定に基づき、保証委託者が銀行に対して負担する債務を連帯保証人が銀行に対して代位弁済したとしても、この債務について連帯保証を約している貴社に対して何らの求償をいたしません。
3. 連帯保証人は貴社が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。

第13条(成年後見人等の届出)

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって貴社に届出するものとします。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって貴社に届出するものとします。
3. 私またはその代理人は、私についてすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項1.、2と同様に貴社に届出するものとします。
4. 私またはその代理人は、前項1から前項3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に貴社に届出するものとします。
5. 前項1から前項4の届出前に生じた損害については、貴社の責めに帰すべき事由による場合を除き、貴社は責任を負わないものとします。

第14条(公正証書の作成)

私は、貴社からの請求を受けたときは、ただちに求償債務に関し強制執行の認諾条項ある公正証書の作成に関するいっさいの手続きをします。このために要した費用は私および連帯保証人が負担するものとします。

第15条(規約の変更)

1. 約款の内容を変更をする場合、貴社は私に変更内容および変更日を銀行のホームページへ掲載することにより通知するものとします。
2. 変更内容に関する通知がされた後に、私がフリーローン借入規定に基づく取引した場合、貴社は私がある変更内容を承認したものとみなすことができるものとします。

第16条(管轄裁判所の合意)

私および連帯保証人は本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴願のいかにかわらず、貴社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第17条(反社会的勢力の排除)

1. 私および保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私および保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1)暴力的な要求行為。
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - (5)その他前各号に準ずる行為。
3. 私または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、私は貴社の請求によって、貴社に対しあらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
4. 前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合であっても、私は貴社になんらの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の返済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上

第四ジェーシービーカード株式会社

フリーローン保証委託約款(エム・ユー信用保証株式会社)

保証委託契約者(以下「契約者」という)は、次の各条項を承認のうえ、株式会社第四北越銀行(以下「銀行」という)とのフリーローン借入規定(以下「原契約」という)にもとづき、契約者が銀行に対し負担する債務については、エム・ユー信用保証株式会社(以下「エム・ユー信用保証」という)に保証を委託します。

第1条(委託の範囲)

1. 契約者がエム・ユー信用保証の保証を委託する債務の範囲は、原契約にもとづき、契約者が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、エム・ユー信用保証が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行なわれても異議ありません。
2. 原契約の内容が変更されたときは、本契約(＜個人情報取り扱いに関する同意書＞を含む。以下同じ)にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
3. エム・ユー信用保証による保証は、エム・ユー信用保証が保証を適当と認め保証決定をした後、契約者と銀行の間で原契約にかかる貸付を実行したときに成立するものとします。
4. 本契約にもとづく保証委託の効力は、原契約にもとづき契約者が銀行に対し負担する債務が残存する間、存続するものとします。

第2条(債務の弁済)

エム・ユー信用保証の保証を得て銀行から融資を受ける場合、契約者は、原契約の各条項を遵守し、期日には元金とともに相違なく支払い、エム・ユー信用保証に一切負担をかけません。

第3条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③この契約および銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくはエム・ユー信用保証の信用を毀損し、または銀行もしくはエム・ユー信用保証の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
3. 契約者が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、エム・ユー信用保証はこの保証を中止し、または本契約を解約することができるものとします。中止または解約の場合は、第4条第5項を除き、第4条を準用します。
4. 前項の規定の適用により、契約者に損害が生じた場合にも、エム・ユー信用保証に何らの請求をしません。また、エム・ユー信用保証に損害が生じたときは、契約者がその責任を負います。

第4条(中止・解約・終了)

1. 原契約または本契約にもとづく契約者の不履行などエム・ユー信用保証が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでもエム・ユー信用保証はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもってエム・ユー信用保証の通知に代えるものとします。
2. 前項によりエム・ユー信用保証から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きを取り、エム・ユー信用保証には負担をかけません。
3. 原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了することとします。この場合、契約者は、エム・ユー信用保証が保証依頼書を契約者あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。
4. 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、エム・ユー信用保証の保証債務が免責される事由が生じた場合、契約者は、エム・ユー信用保証が既に負担した保証債務を免れるも異議ありません。
5. 第1項により保証を解除された場合でも、契約者が既に原契約に基づき借入れた債務の弁済が終了するまで、当該債務にかかるエム・ユー信用保証の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第5条(代位弁済)

1. エム・ユー信用保証が銀行から保証債務の履行を求められた場合、契約者は、エム・ユー信用保証が契約者に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. エム・ユー信用保証が銀行に対して代位弁済をした場合、契約者は、銀行が契約者に対して有していた一切の権利がエム・ユー信用保証に継承されることに異議ありません。
3. 前項によりエム・ユー信用保証が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第6条(求償権)

前条によりエム・ユー信用保証が銀行に対して代位弁済した場合、契約者は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちにエム・ユー信用保証に支払います。

- ①前条によりエム・ユー信用保証が代位弁済した全額。
- ②エム・ユー信用保証が代位弁済のために要した費用の総額。
- ③前号①、②の金額に対するエム・ユー信用保証が代位弁済した日の翌日から契約者が求償債務の履行を完了する日まで、年14.6%の割合(年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割計算)による遅延損害金。
- ④エム・ユー信用保証が契約者に対し、前号①から③の金額を請求するために要した費用の総額。

第7条(求償権の事前行使)

1. 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者は第5条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
 - ①銀行またはエム・ユー信用保証に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続き開始の申立があったとき。
 - ③租税公課の滞納処分、または手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ④原契約または本契約の条項に違反したとき。
 - ⑤その他債権保全のためエム・ユー信用保証が必要と認めたとき。
2. エム・ユー信用保証が前項により求償権を行使する場合、契約者は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第8条(弁済の充当順序)

契約者の弁済した金額が、エム・ユー信用保証に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、契約者はエム・ユー信用保証が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、契約者についてエム・ユー信用保証に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条(通知義務等)

1. 契約者の財産、経営、職業、地位、業況等についてエム・ユー信用保証から求められた場合、契約者はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、契約者は、ただちに通知しエム・ユー信用保証の指示に従います。
3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、契約者はただちにエム・ユー信用保証に届出いたします。
4. 契約者が前項の届出を怠ったため、エム・ユー信用保証が、契約者から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第10条(成年後見人等の届出)

1. 契約者またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によってエム・ユー信用保証に届出いたします。
2. 契約者またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によってエム・ユー信用保証に届出いたします。
3. 契約者またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出いたします。
4. 契約者またはその代理人は、第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。
5. 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、エム・ユー信用保証は一切負担をかけません。

第11条(公正証書の作成)

契約者は、エム・ユー信用保証の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第12条(管理・回収業務の委託)

契約者は、エム・ユー信用保証が契約者に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

第13条(債権の譲渡)

契約者は、エム・ユー信用保証が契約者に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第14条(保証委託約款の変更)

1. 保証委託約款の内容を変更した場合、エム・ユー信用保証は契約者に通知またはエム・ユー信用保証が相当と認める方法により公告します。
2. 変更内容に関する通知または公告がされた後に、契約者が原契約にもとづく取引をした場合、エム・ユー信用保証は契約者がその変更内容を承認したものとみなします。

第15条(費用の負担)

契約者はエム・ユー信用保証が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いはエム・ユー信用保証の所定の方法に従います。

第16条(管轄裁判所の合意)

契約者は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、訴訟に関わらずエム・ユー信用保証本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

エム・ユー信用保証株式会社

個人情報の取り扱いに関する同意条項 [株式会社 第四北越銀行・第四ジェーシービーカード株式会社]

第1条 [個人情報の取得・保有・利用]

株式会社第四北越銀行（以下「銀行」という）及び第四ジェーシービーカード株式会社（以下「保証会社」という）は、借入申込人の借入申込（金銭消費貸借契約及び保証委託契約を含む。以下「本契約」という。）の与信取引時の判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を取得し、保護措置を講じた上で共同して利用します。但し、⑦の情報については、第3条（2）に記載されている、株式会社シー・アイ・シーから取得する情報については、保証会社のみが利用します。

（取得・利用する個人情報の内容）

- ① 借入申込人が所定の申込書に記入、申告した借入申込人の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況
- ② 本契約に関する申込日、契約日、契約の種類、契約額、制度名、返済回数、返済開始後の利用残高、月々の返済状況
- ③ 本契約に関する借入申込人の返済能力を調査するため又は返済途上における返済能力を調査するため、借入申込人が所定の申込書に記入、申告した借入申込人の資産、負債、収入、支出、銀行及び保証会社が取得した取引履歴及び過去の債務の返済状況
- ④ 借入申込人又は公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑤ 犯罪収益移転防止法で定める書類等の記載事項
- ⑥ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑦ 第3条（2）に記載されている個人信用情報機関から取得した借入申込人の個人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先等の本人情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）
- ⑧ ボイスレコーダー等にて取得した借入申込人等の音声等

第2条 [個人情報の利用・利用中止の申出]

- (1) 銀行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、借入申込人の個人情報を適法かつ適切な手段により取得し、以下の業務並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 公共債及び投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等法令等により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

- 借入申込人から取得した個人情報は、銀行及び銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用します。
- なお、特定の個人情報の利用目的が、法令に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しません。
- また、借入申込人にとって銀行が取得する個人情報の利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等にご回答いただく際には、回答内容をアンケート集計のためのみに利用する等、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申し込みの受け付けのため
 - ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取り引きにおける管理のため
 - ④ 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合やあらかじめ登録いただいたビジネスマッチング情報等を銀行の取引先に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧ 借入申込人との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品及びサービスの研究・開発のため
 - ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫ 各種お取り引きの解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ⑬ その他、借入申込人とのお取り引きを適切かつ円滑に履行するため
- (2) 前項の利用目的の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案について、銀行に中止の申し出があった場合は、銀行は業務運営上支障がない範囲で、それ以降の利用を中止する措置をとります。

第3条 [個人信用情報機関への登録・利用]

- (1) 銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に照会し、借入申込人の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産宣告等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。）が登録されている場合には、それを借入申込人との与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。但し、割賦販売法39条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために、それを利用します。
- (2) 銀行及び保証会社が加盟する個人信用情報機関は以下の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載するものとします。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

- (3) 銀行及び保証会社が加盟する個人信用情報機関（KSC、JICC、CIC）は、相互に提携しております。
- (4) 借入申込人の本契約に関する客観的な取引事実（本契約が不成立の場合の当該申込をした事実を含む）に基づく個人情報（その履歴を含む）は、銀行及び保証会社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、銀行及び保証会社が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、借入申込人との与信取引上の判断のため利用されます。

登録される個人情報	個人信用情報機関名と登録期間		
	KSC	JICC	CIC
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	同左	同左
契約日、契約額、契約種類、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む）	本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）	本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日から5年を超えない期間
銀行及び保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間	照会日から6ヵ月以内	同左
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間		
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	同左	同左
本人確認資料の紛失・盗難等の本人確認情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	受付日より5年以内
与信自粛申出、その他の本人申告情報		契約継続中及び契約終了後5年以内	受付日より5年以内

- (5) 前項の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供・利用されます。

第4条 [個人情報の開示・訂正・削除]

- (1) 借入申込人は、銀行・保証会社及び第3条（2）に記載されている個人信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- (2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、銀行及び保証会社は、速やかに訂正又は削除に応ずるものとします。

第5条 [本同意条項に不同意の場合]

銀行及び保証会社は、借入申込人が本契約に必要な記載事項（契約書表面で借入申込人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条（2）に定める、銀行の各種ご提案に対する中止の申出があっても、これを理由に銀行及び保証会社が本契約をお断りすることはありません。

第6条 [本契約が不成立の場合]

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条（4）に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条 [個人情報の第三者提供]

本契約に係る債権は、債権譲渡（証券化目的も含む）という形式で、銀行又は保証会社から他の事業者等に移転することがあります。その際、個人情報が当該債権譲渡のために必要な範囲内で債権譲渡先又は証券化のために設立された特定目的会社に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。

第8条 [条項の変更]

本同意条項は、法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条 [お問い合わせ窓口]

本同意条項に関するお問い合わせ、個人情報の利用中止申出及び開示・訂正・削除の請求は、以下の窓口までお願いします。

株式会社 第四北越銀行 本・支店、コンタクトセンター、
ローンセンター及びコンサルティングプラザ
第四ジェーシービーカード株式会社 お客様相談室 TEL 025-250-1550(代)

銀行の業務内容、個人情報の利用目的、並びに利用中止申出、開示・訂正・削除の請求手続につきましては、銀行のホームページ（<https://www.dhbk.co.jp/>）にも掲載します。

なお、個人信用情報機関に登録されている個人情報の開示は、第3条（2）に記載の個人信用情報機関で行うものとします。（銀行・保証会社では行うことができません。）

以上

銀行・	全国銀行個人信用情報センター（以下「KSC」） TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
保証会社加盟	株式会社 日本信用情報機構（以下「JICC」） TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/
保証会社加盟	株式会社 シー・アイ・シー（以下「CIC」） TEL 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/

お申込後も必ず保管してください。再交付はお取引店にお申し出ください。

個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項[エム・ユー信用保証株式会社]

第1条 (個人情報の信用情報機関への提供、登録、使用)

- エム・ユー信用保証株式会社(以下「エム・ユー信用保証」といいます。)は、エム・ユー信用保証が加盟する信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)に申込者および保証委託契約者(以下「申込者等」といいます。)の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- エム・ユー信用保証は、申込者等にかかる本保証委託契約にもとづく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を加盟先機関に提供します。
- 加盟先機関は、下表に規定する情報を下記記載の登録期間にわたり登録します。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
登録する情報 (当該情報の登録期間)	<ul style="list-style-type: none"> 申込情報(照会日から6ヶ月以内) 本人を特定するための情報(契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間) 契約内容および返済状況に関する情報(契約継続中および契約終了後5年以内) 取引事実に関する情報(契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> 本契約にかかる申込みをした事実(エム・ユー信用保証が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間) 本契約にかかる客観的な取引事実(契約期間中および契約終了後5年以内) 債務の支払いを延滞した事実(契約期間中および契約終了後5年間)

- 加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 申込者等は、加盟先機関に登録されている個人情報にかかる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。
- 加盟先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名称	株式会社 日本信用情報機構	ホームページアドレス	https://www.jicc.co.jp/
連絡先	0570-055-955		
名称	株式会社 シー・アイ・シー	ホームページアドレス	https://www.cic.co.jp/
連絡先	0570-666-414		

なお、提携先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名称	全国銀行個人信用情報センター	ホームページアドレス	https://www.zenginkyo.or.jp/pci/
連絡先	03-3214-5020		

第2条 (個人情報の内容)

- 申込者等は、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の以下の個人情報を取得、保有し、第3条の利用目的の達成に必要な範囲内でこれを利用することに同意します。
- 申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、国籍、運転免許証番号、住居種別、居住年数、家賃、家族情報、Eメールアドレス、勤務先、入社年月、卒業年月、就業形態、本社所在地、保険証種別、希望連絡先、連絡可能時間、預金口座等。
 - 本保証委託契約に関する申込受付日、与信判断結果、契約日、契約番号、カード番号、借入極度額、支払タイプ、支払期日の設定方式、支払日、領収書の取扱い、ご利用明細書の取扱い、書類の送付先、ご利用目的のほか、フリーローンお申込みの場合は借入要項。
 - 本保証委託契約に関する契約開始後の利用残高、利用明細、返済状況。
 - 本保証委託契約に関する、申込者等の支払能力を調査するため、または本保証委託契約の途上における支払能力を調査するため、申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の資産、負債、収入、支出、ならびにエム・ユー信用保証が本保証委託契約以外のエム・ユー信用保証と申込者等との契約により取得した、カードおよびローン等の利用履歴、過去の与信判断結果および過去の債務の返済状況。
 - 加盟先機関から取得した申込者等の個人情報(氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報)。
 - 申込者等または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票、戸籍の附票等公的機関が発行する書類(本籍地情報を含みます。)の記載事項。
 - エム・ユー信用保証がボイスレコーダー等にて取得した申込者等の音声等。
 - 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で定める書類の記載事項(本籍地情報を含みます。)、および給与明細書、収入証明書等収入を確認する書類の記載事項。
 - 登記簿等から取得した会社情報(代表者の氏名、生年月日を含みます。)、官報等から取得した破産・免責・民事再生情報、電話番号帳等から取得した電話番号情報、地図等から取得した地図情報および表札情報等の公刊物等からエム・ユー信用保証が取得した情報。

第3条 (個人情報の利用目的)

申込者等は、エム・ユー信用保証が第2条の申込者等の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。

- 与信判断のため。
- 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため。申込者等の本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため。
- 与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため。
- 申込者等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
- 与信にかかる商品およびサービスのご案内のため。
- エム・ユー信用保証内部における市場調査および分析、ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため。

第4条 (個人情報の第三者への提供)

申込者等は、エム・ユー信用保証が以下の範囲で個人データを第三者に提供することに同意します。

- エム・ユー信用保証は、保護措置を講じたうえで申込者等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。

①株式会社第四北越銀行(以下「銀行」という。)

②ホームページにて公表している提携会社。

③申込者等の親族等。

- エム・ユー信用保証は、取得した信用情報機関の個人情報を除く、以下の情報を前項の第三者に提供することがあります。

①第2条(1)から(9)の情報。

②与信評価情報。

- エム・ユー信用保証から提供を受けた第三者は、第3条に記載された利用目的の範囲内で適正に利用します(この場合、第3条にある「エム・ユー信用保証」を「提供する第三者」に読み替えます。)。ただし、提供を受けた第三者が申込者等の親族等である場合には、申込者等の所在確認のために限ります。

第5条 (個人関連情報の第三者取得)

エム・ユー信用保証は、サービス提供会社から電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。)の提供を受け、申込者等の個人データとして取得し、エム・ユー信用保証の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

第6条 (金融商品等およびサービスのご案内)

申込者等がエム・ユー信用保証からのダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合は、以下の場合を除き、エム・ユー信用保証からのご案内をしません。

(1)第3条(5)のご案内を行うとき。

(2)申込者等がエム・ユー信用保証にアクセスをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。

第7条 (個人データの取扱いの委託等)

1 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務を第三者に業務委託する場合に、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の個人データの取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。

2 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務について第三者と提携している場合に、エム・ユー信用保証とエム・ユー信用保証の提携先(以下「両社」といいます。)が、情報提供に関する取決めをしたうえで、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、両社がそれぞれ取得した信用情報機関の個人情報を除く、申込者等に関する信用状況および取引状況等の情報を両社が相互に提供することに同意します。

第8条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1 申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で、エム・ユー信用保証に対して自己の個人情報を開示よう求めることができます。

2 エム・ユー信用保証が保有・登録している個人データの内容に不正確または誤りがある場合には、申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で訂正または削除を求めることができます。申込者等の求めに理由があることが判明した場合には、エム・ユー信用保証は、当該個人データの訂正・削除をすみやかに行います。

第9条 (本同意条項に不同意の場合)

1 エム・ユー信用保証は、申込者等が、本保証委託契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項(変更後のものを含む。)の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約(または金銭消費貸借契約)の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることができるものとします。

2 第6条のダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合でも、これを理由にエム・ユー信用保証が本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約(または金銭消費貸借契約)の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることはありません。ただし、エム・ユー信用保証の金融商品およびサービス等の提供および営業案内を受けられない場合があることを申込者等はあらかじめ承認します。

第10条 (本保証委託契約が不成立の場合の個人情報の利用・提供、預託)

申込者等は、本保証委託契約が不成立となった場合であっても、申込者等が本保証委託契約にもとづく申込みをした際の個人情報について、エム・ユー信用保証が一定期間保有し、本同意条項にもとづき取扱うことに同意します。

第11条 (問合わせ窓口)

第6条におけるダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申出、第8条における申込者等の個人情報の開示・訂正・削除の求め、およびその他個人情報に関する問合わせは、エム・ユー信用保証コールセンター(03-6838-0003)まで連絡するものとします。

第12条 (本同意条項の変更)

本同意条項について変更が生じた場合は、エム・ユー信用保証は変更内容をお客様に通知またはエム・ユー信用保証が相当と認める方法により公告します。

※エム・ユー信用保証の個人情報保護方針については、エム・ユー信用保証のホームページで公表しております。<https://www.mucg.co.jp/>

エム・ユー信用保証株式会社